

くらし安全安心だより

架空請求の相談が急増！

～心当たりのない請求は無視！～

【相談事例1】

「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と書かれたハガキが届き、電話をしたら、**弁護士を名乗る者**を紹介され、指示に従いコンビニで支払い番号を伝えて**取り下げ料 10 万円**を支払った。(60 歳代 女性)

【相談事例2】

大手通販会社の名前で**SMS**が届き、身に覚えがなかったが、連絡しないと**法的措置**を取るとあったので電話をしたら、**未納サイト料金を請求**された。**19 万円**、さらに **50 万円分のプリペイドカード**を購入し、番号を伝えて支払った。(60 歳代 男性)

【アドバイス】

★**架空請求**の請求手段は、**電話、ハガキ、SMS(ショートメッセージサービス)**など様々です。

★**実在する事業社名をかたって本物と思わせたり、法的措置を取るなどと記載**をしたり、消費者の不安をあおるケースも見られます。

★**架空請求**は消費者の情報を完全に特定して送られているわけではありません。**連絡してしまうと個人情報**が知られ、その情報を元にさらに**金銭を要求される可能性**があります。**未納料金を請求されても心当たりがなければ、決して相手に連絡してはいけません。**

★不安に思ったら、すぐに消費生活センターに相談ください。

※二戸消費生活センターでは、消費生活に関するトラブルや多重債務(債務整理・過払い金返還請求)などの相談に応じています。

一人で悩まずに、ぜひ相談ください。

二戸消費生活センター

相談時間 平日午前9時～午後4時

(☎23-5800)